事 務 連 絡 令和6年3月29日

市内障害者支援施設 施設長 様 市内障害福祉サービス事業所 管理者 様 市内障害児通所支援事業所 管理者 様 市内相談支援事業所 管理者 様

川口市福祉部障害福祉課長

令和6年度からの地域区分の変更について (通知)

本市の社会福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年度の報酬改定に伴い、<u>令和6年4月利用分から</u>、本市の地域区分が<u>6級地から5級地に変更</u>となります。この変更により、国民健康保険団体連合会への請求の際は、システムの地域区分コードの変更を行う必要がございます。誤った地域区分で請求されますと、返戻となりますのでご注意ください。

記

1 対象サービス

- ・障害福祉サービス
- · 計画相談支援
- · 地域相談支援
- 障害児通所支援
- 障害児相談支援

2 地域区分

令和6年3月利用分まで6級地令和6年4月利用分から5級地

【問合先】

川口市福祉部障害福祉課 給付係 La 048-271-9443 (直通)